

セントビンセント入国に際する検疫実施措置の更新

6月25日、セントビンセント政府は、7月1日からの同国入国に対する、新たな新型コロナウイルス検疫措置を発表しました。

1 7月1日～31日までを第1段階とし、全ての入国者に対し、到着時にPCR検査を実施する。入国に際しては、事前の専用アプリ（VINCYS COVID APP（現在準備中））上での手続き、または、機内での質問票の手続きを到着前までに終え、入国の際には、健康申告書を提出すること。

全ての渡航者には、到着エリアに入る前に、症状・体温検査、検疫措置を含むスクリーニングが課される。

2 7月末の状況でこの規則を見直し、全員のPCR検査を継続するか、特定国からの入国者に限定するかを決定する。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント保健省 HP

<http://health.gov.vc/health/index.php/c>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5HayesStreet, St. Clair, PortofSpain, TrinidadandTobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。